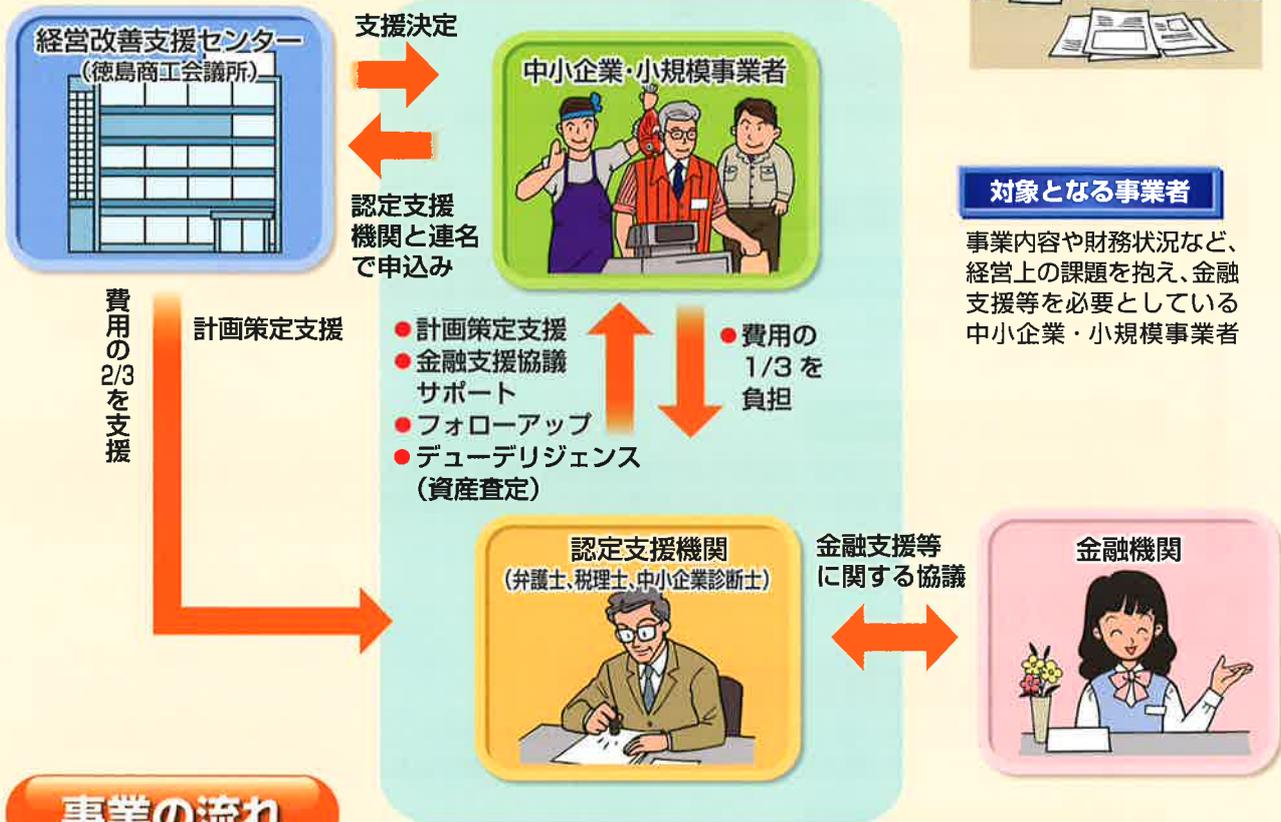


# 徳島県経営改善支援センター

## 経営計画策定費用及び フォローアップ費用総額の2/3負担

徳島県中小企業再生支援協議会に「徳島県経営改善支援センター」が新設されました。  
本事業は、一定の要件の下、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、3分の2(上限200万円)を負担するものです。

### 利用申請から支払決定までの流れ



### 事業の流れ

#### 支援の申込み・策定支援

- 中小企業・小規模事業者と本事業に係る認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

#### 金融支援等の協議

- 認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・小規模事業者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、金融機関と協議します。

#### 策定計画の提出・確認

- 認定支援機関は、関係金融機関が合意した経営改善計画・金融支援等を経営改善支援センターに提出します。
- 経営改善支援センターは、認定支援機関から提出された計画を確認し、費用の2/3を支払います。

#### フォローアップ

- 認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の計画達成状況について定期的なモニタリングを行い、その結果を経営改善支援センターに報告します。(フォローアップ費用も支援対象)

# 経営改善支援センターの利用手続(申請～お支払)

## 1 利用申請

### 1 中小企業・小規模事業者

認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

連名で「経営改善支援センター事業利用申請書」を経営改善支援センターに提出

### 2 経営改善支援センター

センター事業において費用負担(経営改善計画策定支援に係る費用の一部)することが適切と判断した場合は、その旨を代表認定支援機関に通知

## 2 計画策定支援・合意形成

認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

中小企業・小規模事業者の経営改善計画書策定支援を実施

## 3 支援申請及び支払決定

### 1 中小企業・小規模事業者

認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

計画について金融機関との合意成立後、連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書」を経営改善支援センターに提出

### 2 経営改善支援センター

内容を確認の上、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用(モニタリング費用含む)の3分の2(200万円)を上限としてお支払

## 4 モニタリング

### 1 認定支援機関(主要金融機関・外部専門家等)

経営改善計画の記載に基づき、中小企業・小規模事業者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し報告するとともに「モニタリング費用支払申請書」を提出

### 2 経営改善支援センター

内容を確認の上、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、モニタリング費用の3分の2(200万円)を上限としてお支払

まずは、**顧問税理士、取引金融機関、地域の商工会、商工会議所等、**  
日頃からお付き合いのある**身近な機関にご相談ください。**

## 徳島県経営改善支援センター

〒770-8530 徳島市南末広町5番8-8号  
徳島経済産業会館 (KIZUNAプラザ) 3階  
TEL088-679-4090 FAX088-626-7124  
●営業時間/土・日・祝を除く8:30~17:00

